

平成26年産稲から生じる平成27年収集稲わら(平成27年春わら)の取扱いについて

平成27年3月24日
宮城県農林水産部畜産課

平成26年産稲から生じる平成27年収集稲わらについては、大河原、栗原地域で利用の自粛を要請しておりましたが、平成27年3月12日付け東北農政局生産部長通知に基づき、利用が可能とします。

なお、仙台・大崎・登米・石巻・気仙沼地域においては、平成26年産稲わらの流通・利用については自粛要請はしていません。